資料3

令和8年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針（案）

茅ヶ崎市青少年対策基本方針に基づき、子どもたちを取り巻く社会環境が多様化・複雑化する中で、青少年が可能性の幅を広げ、主体的に活動できるよう、次のとおり青少年対策を実施し、青少年の育成活動を推進する。

1 家庭における青少年育成への支援

（1）正しい知識の普及と学習機会の拡充

ア 青年事業

青年の健康な余暇活動推進の一環として、オンラインの活用を含めた様々な学習機会を提供し、知識及び技能の習得及び向上、世代間交流を図る。

イ 親子事業

子どもと保護者が同じテーマで学習することによって共通の話題を持ち、相互のふれあいを図る。

ウ 子ども事業

集団行動を通して自発性や社会性を育み、広域の児童の文化活動や仲間づくりの促進を図る。

エ 交流事業 地域・国際の理解を深め、交流を促進する。

（2）放課後等の青少年の居場所づくりの充実

ア 小学校ふれあいプラザ事業の充実

イ 放課後児童クラブの運営

ウ 地域における青少年の居場所づくり

2 学校教育の充実

（1） 地域の教育資源を活用した教育活動の推進

（2）児童・生徒指導の充実

（3）青少年教育相談の充実

（4）ICT 環境を活用した学習活動の推進

（5）特別支援学級の全校設置

（6）中学校給食の全校実施

3 地域社会の健全育成機能の強化及び社会教育の充実

（1）青少年健全育成施設の有効利用の促進

（2）青少年指導者の養成

（3）青少年団体活動等の充実

（4）青少年の健全育成のための地域活動等の充実

（裏面あり）

4　青少年の非行防止のための地域活動の充実

（1）地域の広報啓発活動の推進

（2）非行の未然防止活動の充実

（3）有害環境の浄化の促進等

5　子どもの安全を守る取組の推進

（1）啓発活動の充実

（2）学校における取組の充実

（3）地域活動への支援

（4）インターネットトラブル等に対する取組の充実